

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）募集事業紹介動画作成業務委託 企画提案募集要領

1 募集内容

(1) 委託業務名

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）募集事業紹介動画作成業務

(2) 委託業務内容

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）募集事業紹介動画作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約日から令和7年6月30日（月）まで

(4) 委託費の上限額

1,452,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む。）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。

2 応募資格

(1) 応募者一般資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

オ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ 過去（令和5年4月1日以降）に、国や地方公共団体から本件と同種の業務を受託し、誠実に履行した実績を有するものであること。

(2) 令和5年度及び令和6年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名

競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和4年度埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」に登録されている者であること。

(3) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 スケジュール

(1) ホームページへの掲載	令和7年2月25日(火)
(2) 質問事項受付開始	令和7年2月25日(火)
(3) 質問事項受付期限	令和7年2月27日(木) 午後5時
(4) 質問事項に対する回答	令和7年2月28日(金)
(5) 企画提案参加申込書提出期限	令和7年3月4日(火) 午後5時
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年3月13日(木) 午後5時
(7) 企画提案書等に係るプレゼンテーション	令和7年3月18日(火)
(8) 委託契約候補者の決定	令和7年3月末
(9) 委託契約の締結	令和7年4月1日(火) 予定
(10) 事業実施	契約締結日から令和7年6月30日(月)

4 質問事項の受付

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年2月27日(木) 午後5時(必着)

(2) 質問の受付

ア 質問方法

「質問書(様式1)」に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信すること。なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

イ 電子メールアドレス

a2130-05@pref.saitama.lg.jp

ウ 電子メールの件名

企業版ふるさと納税募集事業紹介動画企画提案質問書(法人名又は商号)

(4) 質問への回答方法

質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、埼玉県計画調整課ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

5 参加申込書の提出

本事業の業務委託の企画提案への応募を行う場合は、「参加申込書(様式2)」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月4日(火) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

電子メール ※メール送信後、必ず電話で受信を確認すること。

電子メールの件名：企業版ふるさと納税募集事業紹介動画企画提案競技参加申込（法人名又は商号）

（３）提出先

（担当）埼玉県企画財政部計画調整課 計画・地方創生担当

（電話）048-830-2143

（電子メールアドレス）a2130-05@pref.saitama.lg.jp

6 企画提案書等の提出

（１）提出書類

ア 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）募集事業紹介動画作成業務委託企画提案書

企画提案書の様式は任意とするが、A4版片面（横）で作成し、図表を含めて20ページ以内とする。

企画提案書に記載する事項は次のとおりとする。

（ア）本企画提案の基本的な考え方

（イ）本企画提案の工夫点又は重要と考えるポイント

（ウ）仕様書の記載内容を踏まえた、製作する動画のイメージが分かるもの

（エ）業務実施スケジュール（様式自由）

（オ）この業務を行うにあたって自社のノウハウ、能力、実績

（カ）その他、必要と考える事項（自由提案）

イ 業務実施体制調書（様式3）

※ 本県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

ウ 業務実績調書（様式4、及び添付書類）

エ 業務概要（様式5、及び添付書類）

オ 参考見積書（算出根拠がわかるもの）

（２）提出方法等

ア 提出方法

次の担当宛てに電子メールにて提出すること。この場合において、メール送信後必ず電話で受診を確認すること。

※ 電子メールで受け取れる添付ファイルのサイズに制限があるため、おおよそ9メガバイトを超える場合には、事前に連絡の上、別途指示する方法により、提出すること。

イ 提出先

（担当）埼玉県企画財政部計画調整課 計画・地方創生担当

（電話）048-830-2143

（電子メールアドレス）a2130-05@pref.saitama.lg.jp

（３）提出期限

令和7年3月13日(木)午後5時（必着）

（４）その他

- ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。
契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。
- ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県計画調整課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出すること。
- エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき2提案以内とする。
- オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

7 委託契約候補者の決定

(1) 審査方法

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）募集事業紹介動画作成業務委託契約候補者選定委員会において、プレゼンテーションによる提案内容を総合的に審査し、1者を委託契約候補者として選定する。

なお、応募が1者のみの場合、当該1者の審査結果によっては、委託契約候補者を選定しないことがある。

また、応募者多数の場合は、企画提案書に基づき事前に書類審査を行い、提案本数を3本程度に選定することがある。

(2) 企画提案書に係るプレゼンテーション

ア 日時 令和7年3月18日（火）

※時間は別途、参加者に通知する。

イ 場所 オンライン

※チームミーティングによる。

ウ 内容等

(ア) 6(1) 提出書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

(ウ) 事前に接続テストを行うので必ず参加すること。

(3) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり15分以内、質疑は10分以内とする。

(4) 出席者 1者につき3名以内

主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(5) 審査項目 別紙のとおり

8 業務委託契約候補者の決定

令和7年3月下旬に委託契約候補者の名称を埼玉県のホームページで公表する。

9 契約方法

- (1) 提案された企画内容を元に、委託契約候補者と県の間で協議して業務委託仕様書を作成し、業務履行に必要な協議を行う。
- (2) 協議が整った場合は当該委託契約候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。（本要領で示す仕様書は企画提案書作成用で業務の大要を示したもののため、最終的な業務委託仕様は、契約に当たり委託契約候補者と協議の上、改めて県が作成するもの）
- (3) 選定後であっても、委託契約候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないほか、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (4) また、委託契約候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託契約候補者に事故ある場合等は、委託契約候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う。
- (5) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第81条第1項の規定の準用により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の1%以上）を納付するものとする。ただし、同規則同条第2項に該当する場合は、これを免除する。
- (6) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- (7) 本委託に係る令和7年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、企画提案を停止、中止又は取り消すことがある。

10 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 6提出書類（1）に示す提出書類がないもの。
- (6) 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- (7) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。
- (8) 参考見積金額を訂正したもの。

- (9) 参考見積書と内訳書の金額が合致しないもの。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

11 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

12 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 連絡先

（担当）埼玉県企画財政部計画調整課 計画・地方創生担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階）

（電話）048-830-2143

（電子メールアドレス）a2130-05@pref.saitama.lg.jp